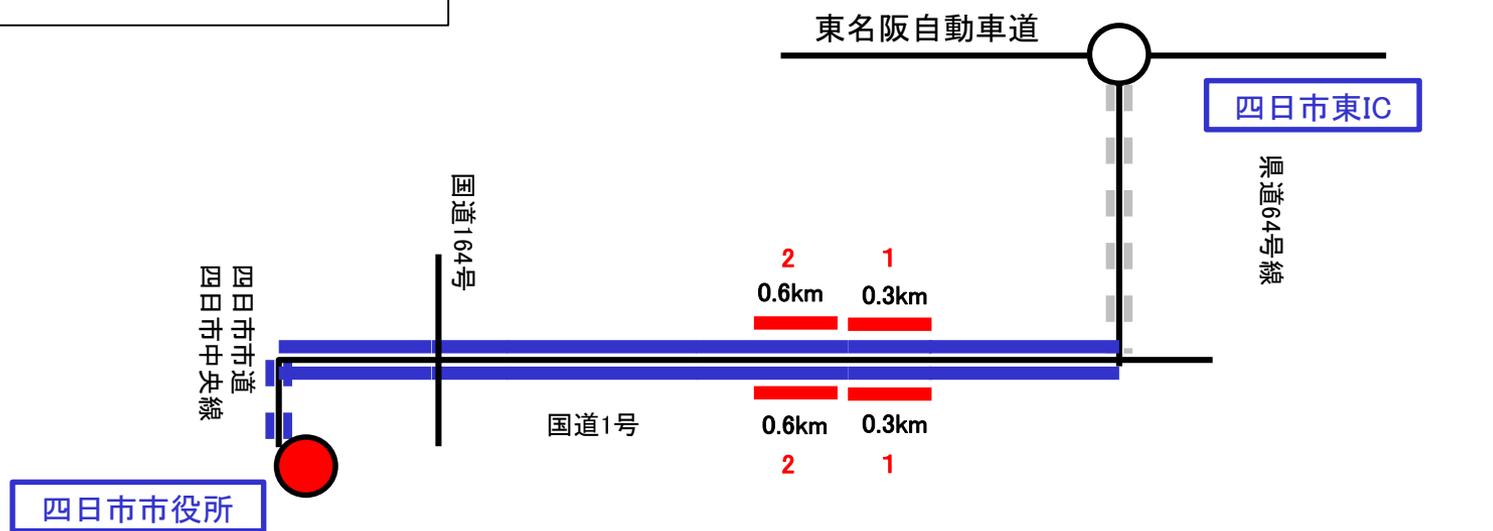


既設電柱占用制限導入計画 三重

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱の 占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	中部地方整備局 三重河川国道 事務所	国道1号	四日市市金場町地先 (富士町交差点) ～ 四日市市金場町地先 (392.96kp) の上下線	0.3	中部電力(株) NTT西日本(株)	14本	中部電力(株) NTT西日本(株) NTTドコモ(株) 中部テレコミュニケーション(株) (株)CTY	R5年度	4年間 (R9年度 末まで)	四日市東ICと四日市 市役所を結ぶ区間防 災上重要な区間であ るため。	電線共同溝: R7	富士電線 共同溝
2	中部地方整備局 三重河川国道 事務所	国道1号	四日市市金場町地先 (392.96kp) ～ 四日市市浜一色町地先 (海蔵橋南詰交差点) の上下線	0.6	中部電力(株) NTT西日本(株)	7本	中部電力(株) NTT西日本(株) 中部テレコミュニケーション(株) (株)CTY	R5年度	4年間 (R9年度 末まで)	四日市東ICと四日市 市役所を結ぶ区間防 災上重要な区間であ るため。	電線共同溝: R7	四日市海 蔵電線共 同溝

【概要図】



既設電柱占用制限導入計画詳細図 三重

四日市東IC～四日市市役所

